

平成31年3月1日

秦野市議会

議長 阿蘇 佳一 様

議会基本条例検証委員会

座長 川 口 薫

議会基本条例に基づく取り組みの検証結果について（報告）

平成30年6月11日の代表者会議において、議会基本条例に基づく取り組みの検証を行うことが決定され、当委員会では各会派等からの御協力をいただきながら、これまでに12回の委員会を開催し、積極的かつ慎重に検証を進めてきました。

この度、検証結果をまとめましたので、別紙のとおり報告します。

1 実施結果について

別紙「議会基本条例に基づく取り組みの検証結果報告書」のとおり

**議会基本条例に基づく取り組みの検証結果
報告書**

**平成31年2月
議会基本条例検証委員会**

1 趣旨

本市議会は、平成 23 年 7 月に議会の最高規範である議会基本条例（以下「条例」という。）を施行し、議会の理念や果たすべき責務等を明文化した条例に基づき、さまざまな取り組みを行ってきた。

条例施行後 6 年が経過する中、条例に基づく取り組みについて検証する必要があることから、平成 30 年 6 月 11 日の代表者会議において「議会基本条例検証委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、検証作業を進めることを決定した。

平成 30 年 6 月 27 日に第 1 回目の委員会を開催し、以来、計 12 回の会議を重ねてきた。その過程において、条例に基づく取り組みがどのように行われてきたのか、今後どのように取り組むべきなのか等について、「議会基本条例に基づく取り組みの検証シート」（以下「検証シート」という。）により検証作業を進めてきた。

また、検証作業においては、すべての委員が積極的に意見を述べ、さまざまな議論を展開するとともに、意見が分かれた条文に基づく取り組みについては、各会派に持ち帰るなどして議論を重ね、慎重に検証作業を行ったものである。

本報告書は、その検証結果を取りまとめたものである。

2 条例に基づく取り組みの検証作業について

- (1) 各会派等において、まずは検証シートに記載した条文に基づく取り組みの「実績」を確認した上で、(※) 4 段階で事前に評価を行い、その各会派等で行った評価を基に、委員会で検証を進め、最終的な評価を行った。
- (2) 条文に基づく取り組みの検証結果については、その結果を導き出した「説明（理由、取組内容、補足意見等）」を記載した。

(※) 4 段階の評価

1. 条文を改正せず、従来どおり取り組む
2. 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討
3. 条文を改正する
4. その他

3 議会基本条例検証委員会 委員名簿

区分	委員名	会派	備考
座長	川口 薫	自民党・新政クラブ	
委員	八尋 伸二	民政会	
〃	山下 博己	公明党	
〃	高橋 文雄	緑水クラブ	
〃	谷 和雄	創秦クラブ	H31. 1. 16 付で加藤剛 委員から変更
〃	露木 順三	日本共産党	

4 検証経過

- (1) 第1回 平成30年6月27日
(座長選出、目的、スケジュール確認等)
- (2) 第2回 平成30年7月13日
(県内他市の検証状況等)
- (3) 第3回 平成30年8月8日
(検証シートの決定等)
- (4) 第4回 平成30年8月31日
(各会派等の意見を各会派等内へフィードバック)
- (5) 第5回 平成30年10月3日
(会派等の評価を記載のため、各会派等へ持ち帰り)
- (6) 第6回 平成30年11月9日
(検証作業：前文～第7条) ※第5条は次回以降へ持ち越し
- (7) 第7回 平成30年11月22日
(検証作業：第8条～第12条)
- (8) 第8回 平成30年11月27日
(検証作業：第13条～第18条)
- (9) 第9回 平成30年12月12日
(検証作業：第19条～第22条)

- (10) 第 10 回 平成 31 年 2 月 6 日
(検証作業 : 「その他」 及び第 5 条)
- (11) 第 11 回 平成 31 年 2 月 15 日
(報告書案の確認、会派持ち帰り)
- (12) 第 12 回 平成 31 年 2 月 21 日
(報告書案の内容確定)

5 検証結果

別紙のとおり

秦野市議会基本条例に基づく取り組みの検証シート

前文	1/23
<p>秦野市議会(以下「議会」という。)は、秦野市長(以下「市長」という。)と同様に、市民から選挙された代表機関であり、互いに緊張感を持ち、競い合い、協働しながら、市政に関して最良の意思決定を導くという市民の負託に応える責務を負っている。</p> <p>このため、議会は、真の地方自治の実現に向け、市長等執行機関(以下「市長等」という。)とは独立・対等の立場において、政策決定や、市長等の事務の執行に係る監視及び評価を行う責任を担っている。今日まで、議会は、地方自治の変革にいち早く対応し、市民に開かれた議会を目指し自らの改革に積極的に取り組んできており、今後も、市長等に対する政策提案を行うために一層の機能強化を図る責任を担っている。</p> <p>この責務を全うするため、この条例の制定を契機として、不断の自己研さんによるさらなる資質の向上を図っていく中で、議会の議員(以下「議員」という。)間における自由かつ達な討議の展開及び市民に対する積極的な情報の公開を行っていく。</p> <p>そして、「議会とは何か。議員はどうあるべきか。」という根本的な命題に対し、市民に対して明確なメッセージを発していくことを宣言するものである。</p> <p>ここに、日本国憲法及び地方自治法の本旨に基づき、議会の基本理念・議員の活動原則等を定め、また議会と市民及び市長等との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すことを表明する。そして、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、この条例を制定する。</p>	
逐条解説	

実 績	各会派等の意見	検 証 結 果
	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、議会基本条例の内容を含め「議会とは何か。議員はどうあるべきか。」市民に対して明確なメッセージを発するには至っていない気がする。 ・最低でも議会基本条例が設置され、どの条例に対し議会は何を行っているのかを発信する必要はあり、今回の検証は非常に良いことではあるが、検証がなされていることも発信もすべきだと考える。 ・「品位・資質の向上に絶えず努めなければならない」の意を字句上に挿入すべきと考える。 ・「責任」や「責務」などの言葉の使い分けが必要。 	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 前文は議会としての意思表示や宣言などをうたっているものであり、具体的な取り組みは各条文において検証する。</p>

第1章 総則 ～ 第1条 目的 ～

2/23

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、議会の役割を明らかにするとともに、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与することを目的とする。

逐条解説

議会基本条例を制定する最終的な目的は、市民福祉の向上、市政の進展であり、この目的のために議会の役割や議員の活動原則等を始め、議会等に関する基本的事項を定めることを明記します。

実績	各会派等の意見	検証結果
	<p>・議提議案「水とみどりを守り育てていくことの宣言に関する決議について」を賛成全員で可決し、市政進展につとめた。</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>第1条は目的を規定したものであり、具体的な取り組みは各条文において検証する。</p>

(基本理念)

第2条 議会は、本市において市民を代表する唯一の議事機関として、真の地方自治を希求し、その最善の在り方の模索及び実現に向けた活動をしていくことを基本理念とする。

逐条解説

唯一の議事機関として、真の地方自治を実現していくことを希求し、議会はその最良の在り方を模索していくことがあるべき姿勢であることを目指し、活動するとの基本理念を明確にしていきます。

「地方自治の本旨」は日本国憲法に定められている「住民自治：その地域の住民の意志に基づいて地方行政が運営されること」と「団体自治：地方行政の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の自主的な団体が事務を担当する機能を持っていること」です。つまり、地方の実情は地方によって様々であり、これを国が一元的に処理することは非効率であるから地方に決定権を委ねるべきであるという地方分権の考え方を示すものです。

実績	各会派等の意見	検証結果
	<p>・市政での課題に対し、市民の視点に立って議論が出来ていないように感じている。これまで、各種課題との認識はあるが、議会活性化特別委員会の設置以降は、課題に対する特別委員会の設置は行われていない。</p> <p>・まちの重要課題についても、特別委員会を設置するなどの対応ができていない。</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>第2条は基本理念を規定したものであり、具体的な取り組みは各条文において検証する。</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項の活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会報告会の開催又は広報を行うことにより、活動の内容を報告又は説明すること。
- (3) 議場における審議等を通じて市長等が行う事務の執行に関する評価をし、及び評価の内容を公表すること。
- (4) 条例の制定、議案の修正、決議等を通じて政策提案すること。
- (5) 地方自治の変革に的確に対応するため、議会を改革すること。
- (6) 近隣を始めとする地方自治体議会と交流し、及び連携すること。

2 前項各号の活動を行うため、市民参画の拡大及び専門家等との意見交換を積極的に図るとともに、適正な経費で最大の効果を得ることができるよう議会運営に努めるものとする。

逐条解説

議会基本条例における基本理念にのっとり、具体的な項目を掲げ、議会の「機関」としての活動原則を明確にします。

議会は、議員個人や会派としての見解を述べるのではなく、議会全体として審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映することを目的として、市民と情報や意見の交換を行う場を設けます。

また、これらの活動を通して市民に対して最大の付加価値をもたらすよう、適正なコストで最大の努力と工夫をしていくことを求めるものです。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○議長の任期2年制及び立候補制の導入並びに所信表明演説の実施(平成27年9月)</p> <p>○タブレット端末及び議場スクリーン導入(平成28年6月)</p> <p>○夏休み子ども議場見学会の開催(平成28年～、計3回開催)</p> <p>○市内高校への出前講座の開催(平成28年～、計4回開催)</p> <p>○議会報告会の開催(平成24年～、計5回開催)</p> <p>○傍聴環境の整備(平成28年第2回定例会から乳幼児等を連れて傍聴できる部屋を設置)</p> <p>○議会だよりの発行(年4回)</p> <p>○委員会に重点を置いた議会運営(平成29年第3回定例会で予算決算常任委員会を設置)</p> <p>○質問者席の設置(平成30年第3回定例会)</p> <p>○諏訪市・秦野市姉妹都市議員交歓研修会の開催(4年に2回開催)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>議会報告会については、年1回確実に開催するのは難しいため、条文には明記しないものとする。</p> <p>議会運営に係る意見については、議会運営委員会での協議が必要である。</p>

各会派等の意見

- ・左記の実績のとおり、議会改革を進めてきたことは一定の評価ができる。
- ・議長の任期2年制及び立候補制の導入、所信表明演説や、タブレット端末及び議場スクリーン導入、議会報告会の開催、計6回を実施したことについては、一定の評価ができる。但し、夏休み子ども議会見学や出前講座、議会だよりの発行などについては、議会事務局と正副議長への依存が多く議会全体で実施しているものではない。もう少し議会の自主性を高める必要があるのではないかと感じる。特に、彦根市議会のように、議会関連の視察対応を行ってはどうか。
- ・議長の2年制の導入や議場へのタブレットやスクリーンの設置等ある程度評価できる。今後は副議長も2年制を検討すべきと考える。
- ・委員会中心主義による委員会別の予算、決算審議については、より専門性を高めた審議が可能になった点は評価できるが、所管をまたいだ事業などについて、関連した審議ができにくい点がデメリットであると感じる。今後は、関連する事案については委員会の所管を超えての審議も可能とする取り決めが必要ではないかと考える。
- ・議会報告会は1年に1回は開催するよう、条文に明記してはどうか。
- ・特別委員会を再設置し、通年制の中で必要の都度、開催し、基本条例の具体化と充足を図っていけるようにする。
- ・他市町議会との交流は定期的で開催されているが、広域的に解決すべき課題の勉強会、検討会の実施が不十分では。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる事項の活動を行うものとする。

- (1) 市長等に対する質問及び質疑並びに議員相互における自由かつ達な討議等を通じて課題を把握し、その解決のための対策を研究し、並びに市長等に対して積極的に提案すること。
- (2) 市民に対して、活動の内容を報告又は説明すること。
- (3) 市民の代表であることを自覚し、一部の権利利益の保持に偏ることなく、市政全般にわたる課題並びにそれに関する市民の意向及び解決策を的確に把握し、前条に掲げる活動に反映すること。
- (4) 調査、研究活動及び日々の不断の自己研さんを通じて、自らの資質を向上させること。

2 前項各号の活動を行うため、会議及び委員会並びに第16条に規定する検討会において、積極的な議員間討議に努めるものとする。

逐条解説

地方自治法には、「議員の活動原則」について何も記載がありません。そのため議員の活動原則に関する的確な評価の基準がありません。そこで、本市独自にその基準を制定し、条例化することによって、「秦野市議会議員の活動原則」を市民に対し、明確なメッセージとして打ち出していくものです。

議会には様々な機能が要求されますが、中でも、多様な民意を吸収するということと、相反する意見を闘わせ、議論をしながら合意を形成していくプロセスが非常に重要です。そのため、議員間の討議を充実させることを定めています。

実績	各党派等の意見	検証結果
<p>○平成25年第3回定例会から試行的に議員間討議を実施可能とした(環境都市常任委員会で2回実施(平成27年12月8日及び29年3月9日))</p> <p>○議員研修会を年1回開催(平成29年～、計2回開催)</p> <p>○議会だよりに賛否の結果を掲示</p>	<p>・議員間討議については、残念ながらあまり利用されていない。市民への非公開の議員間事前協議(犬山市議会)のようにできないものか。</p> <p>・他市では、SNSなどを利用し市議会の活動を発信しているが、本市では「議会だより」と「1回/議会報告会」に留まっている。</p> <p>・議員間討議については、暫時休憩中にはすでに行われており、改めてその必要性は少ないと感じる。</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>従来どおり取り組むこととするが、議員間討議については、より闊達な議論を行うための仕組み等を再検証する必要性はある。</p>

(議員報酬)

第5条 議員報酬は、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年秦野市条例第29号)に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員報酬について、必要に応じて調査検討を行うものとする。

逐条解説

議員の報酬に関しては、何に対する報酬なのかについて法律上、不明確のため、本条例では、適正な「議員報酬」について調査検討を行うことを明記します。

実績	各党派等の意見	検証結果
<p>○議会活性化特別委員会からの依頼を受け、議員報酬のあり方について、特別職報酬等審議会へ諮問を行うよう、議長から市長に申し入れ(平成26年12月)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>条文は改正しないこととするものの、意見集約が困難であったため、主な意見を列記することで検証結果とする。主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬は、第3者機関である特別職報酬等審議会の建議に沿って決定すべき。 ・市民理解を深めた適正な議員報酬とするため、社会経済状況に応じ独自に調査研究検討すべき。 ・議員報酬について理解を深めるための研修会等を実施すべき。

各会派等の意見

・第2項を削除し、特別職報酬等審議会の建議に沿う内容とすべき。

・議員報酬については、議員自らが決める内容ではないと考える。市長の諮問機関ではあるが「特別職報酬等審議会」に建議に沿うべきと考えるので、国内の経済状況の変化を鑑み定期的に審議会を開催頂くことを前提に「2 議会は、適正な議員報酬について、必要に応じて調査検討を行うものとする。」を削除しても良いのではないかと考える。

・議員報酬については、もともとの適正の額がどの位なのか判断は難しく、自身に係る報酬について議員自身が、その時々で軽々に削減を進めるべきではないと考える。そもそも、特別職報酬審議会は、そのような観点から客観性、専門性を担った機関として一定の判断をする機関となっていることから、その判断を重視すべきである。

・議員報酬については、手当や保証がなく、年金も国民年金になっているなどを含めて全体の実態が市民にあまり知られていない状況があり、今後も丁寧な説明が必要であると考えます。

・議員報酬については、近隣市町村での状況を踏まえて審議会に諮問したが、委員会として、報酬の意義たるものは、論議しきれておらないなかで、改選後の引き上げを代表者会議で決めてしまうことは如何なものか。新たに、特別委員会を設置し、秦野市議会議員報酬として、大所高所から社会情勢を踏まえ、妥当とすべき報酬額を新たに審議会に諮問すべきと考える。

・ 2 議会は、適正な議員報酬について、社会経済状況に応じて、市民理解を深めるため、独自に調査研究検討を行う。

・「必要に応じて調査検討を行うものとする」何が必要な事項なのかを記述すべきである。具体的でないので、必要条件を追加して次のように補正する。
第5条は、「社会一般の情勢変化に適應した適正な報酬かどうか、調査検討を行うものとする。」または「明確な理由を提示して、調査検討を行うものとする」に改正する。

(議員定数)

第6条 議員定数は、秦野市議会議員の定数を定める条例(平成14年秦野市条例第10号)に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員定数について、必要に応じて調査検討を行うものとする。

逐条解説

議員定数に関しては、本条例の基本理念にかんがみ、最適な人員にて構成されるよう努めることとし、適正な議員定数について調査検討を行うことを明記します。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○議会活性化特別委員会の小委員会となる「議員定数検討小委員会」を設置(平成24年2月)</p> <p>○「議員定数のあり方に関する検討結果について」を議会活性化特別委員会委員長から議長に提出(平成24年6月)</p> <p>○平成24年第2回定例会で、議提議案第1号「秦野市議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」を可決。次回の一般選挙(平成27年8月)から施行(定数を26人→24人)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>様々な考え方はあるが、条文を改正せず、従来どおり取り組むこととする。</p>

各会派等の意見

・平成24年2月の「議員定数検討小委員会」で検討された経過はあるが、議員定数について調査検討をする機会がない。議員自らが、適切な人員を議論できるとは考えづらい。第3者機関などで検討してもらう必要があるのではないかと考える。

・私たちの活動内容が市民に届いてなく、市民からは定数の削減をするべきとの意見も一部からは出されている。

・議員の定数については、現在の24名が決して多い人数ではない。むしろ地方分権が進み地方自治体の権限が増す中で議会の役割が一層重要となっていることから、チェック機能の強化の意味からも議員のある程度の人数は必要と考える。

今後、極端な人口減少や財源不足が発生しない限り、議員定数の在り方については慎重に考えていく必要があると考える。

・民主的な議会制度からすれば、定数減は慎重を期すところであり、過度な情報化社会のなかでは、一考を要すが、各政策的な問題や各委員会等の整合性をもって、本市の在るべき姿に向け、討議できる環境づくりを構築していくうえで、本来の適正な定数を見出すことができると考える。

・2 議会は、適正な議員定数について、市民要求に応じて、調査研究検討を行うものとする。

・P6同様に「必要に応じて調査検討を行うものとする」は必要性を明確に記述すべきである。第6条を次のように補正する。「社会一般の情勢変化に適応した適正な議員定数かどうか、調査検討を行うものとする。」または「明確な理由を提示して、調査検討を行うものとする」に改正する。

(会派)

第7条 議員は、第4条に規定する活動の遂行のため、政策等を共有する二人以上の議員によって会派を結成することができる。

2 会派は、調査研究活動、政策立案等をするとともに、会派間での意見調整を行い、合意形成に努めるものとする。

逐条解説

会派についての法令上の明確な位置づけはないため、条例によってその位置づけを明確にするものです。各会派は政策立案等に関して必要に応じて会派間での合意形成に努めることを定めています。

※検証結果欄：自民＝自民党・新政クラブ、民政＝民政会、公明＝公明党、緑水＝緑水クラブ、創秦＝創秦クラブ、共産＝日本共産党、無所属＝無所属議員

実 績	各会派等の意見	検 証 結 果
	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>運用上、一人会派を認めている市議会もあるが、会派は、同一政党に属する者又は志を同じくする者の集合体・政策集団であり、会派の本質として二人以上の議員がいなければならないことから、条文の改正は行わない。</p>

各会派等の意見

- ・会派単位での調査研究や合意形成は可能なものの政策立案には至っていない。
- ・まちの課題に対し、議会として特別委員会などを設け議論することが少ない。
- ・「二元代表制」である地方議会は、会派の活動も重視しながら会派を横断した調査研究や政策立案、合意形成などの設置に消極的である。
- ・会派を形成しない方が優遇されている点があるように感じる。人数の多い会派の意見はより尊重されるべきでは。
- ・議会は、合議制をもとに運営されていると思うが、現状の状況は如何か？どのような問題であっても、少数意見を取り入れられる環境を構築できるよう努力すべきではなかろうか。また、合意形成に向けてのプロセスが十分になっているかをあらためて検証し、24分の1の議論が建設的に図られる環境づくりに努める。
- ・1 議員は、第4条に規定する活動の遂行のため、会派を結成することができる。
- ・会派を人数割りで定めると、定数分の1の平等原則を阻害する恐れが出てくる。
事例：1人会派のある議会 伊勢原市、海老名市、藤沢市、三浦市
参照／議運で視察した鳥羽市議会←政党はあるが、会派を解消している。大和市議会基本条例の解説→「会派への所属の有無にかかわらず、議員平等の原則は保障されます」とある。
議会基本条例に会派の人数規定がない議会：藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市、横須賀市、逗子市
結論、第3章にある第7条を削除もしくは、「第4条に規定する活動の遂行のため、会派を作ることができる」と改める。

(市民と議会との関係)

第8条 議会は、第3条に規定する活動原則に基づき、開かれた議会となるよう次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

(1) 男女が等しく議会に参画し、政策等を提案する機会を確保することができる環境

(2) 性別、年齢、職業、思想信条、障害の有無にかかわらず、市民が議会に議員として活動することができる機会を得ることができる環境

逐条解説

他の先進国の多くは、政治や行政の場で、男女共同参画のためのクォータ制やパリテ制を導入し、女性管理職の割り当てや男女同数制などの積極的改善措置を行っています。そこで、男女が等しく議会に参画するための環境整備に努める、との条文を設けるものです。

また、議会は、市民のためのものであって、議員のための議会ではありません。市民に対し、誰にも議員として活動する機会のある開かれた議会であることを宣言し、誰もが議会に参画できる環境整備に努めることとするものです。

※クォータ制・・・市民構成を反映した政治、政策決定の場の男女比率に偏りがないよう議員の人数を割り当てる制度です。OECD（経済協力開発機構）加盟国30カ国のうち、1978年制定した発祥地ノルウェーや韓国など26カ国で採用されています。

※パリテ制・・・1999年フランスで50%クォータ制を採用した制度で、パリテ（男女同数）法と呼ばれています。

実績	各党派等の意見	検証結果
<p>○若い世代や多様な人材が議員を志し、市民の負託に応える議員活動ができるよう環境整備を図るため、次回の一般選挙による改選後から議員報酬を引き上げ</p> <p>○出産に伴う議会の欠席に係る手続きを明確に規定するため、会議規則を一部改正（平成27年9月）</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>様々な考え方はあるが、条文を改正せず、従来どおり取り組むこととする。</p>

各会派等の意見

- ・若年層や女性が議員にチャレンジすると感じるインセンティブや環境整備が十分ではない。
- ・本来であれば専業で議員ができる環境づくりが必要だと考える。例えば、扶養手当を検討すべきと考えるが、それも「特別職報酬等審議会」で議論すべきものなのかも検討すべきだ。
- ・現在の議員に対する報酬や手当・保証などの点から決して好条件とは言えないことから、次世代を担う若い人材の確保の面からも報酬のいくらかの引き上げは必要と考える。
- ・地方において議員のなり手不足が生じていることを考え、今後も人材確保の観点からも必要最小限の環境は必要と考える。
- ・女性が参画しやすい環境づくりが必要と感じる。
- ・誰もが、政策提言できる環境の在り方について委員会を設置し、クォーター制及びパリテ制等参考に議論すべきと考える。
- ・第8条「市民と議会との関係」は相応しくないのでは。「誰もが参画できる議会」等。
- ・(1)は(2)に含まれないか。

(開かれた議会)

第9条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議及び委員会を原則として公開とする。

2 議会は、委員会においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議等に反映させるよう努めるものとする。

逐条解説

市民が議会や市政に対して関心を持つよう、本会議や委員会を原則として公開で行うことにより、市民に対して議会活動に関する情報をわかりやすく提供することを定めています。

実績	各党派等の意見	検証結果
<p>○地方自治法改正に伴い、公聴会の開催及び参考人招致に関する規定を追加するため、会議規則を一部改正(平成25年3月)</p> <p>○都市建設常任委員会において、参考人を招致(平成26年1月)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>委員会中継や議会サポーター制度等の新たな取り組みについては、議会運営委員会等での協議が必要である。</p>

各党派等の意見

- ・委員会での公開度は、暫時休憩時にも傍聴者へ退席を求めることなく進行されていることは大きな前進だと考える。
- ・陳情者から15分程度の提案説明を実施継続していることも評価できるが、常任委員会などのWeb公開など進んでいない。
- ・議場へ大型スクリーンを設置し、傍聴者に対してはわかりやすさには前進があったと評価する。
- ・他市では、議会サポーター制度や議会モニター制度なども検討すべきである。
- ・これからもさらに市民に対する議会の役割などを知っていただく努力が必要であるため、引き続き努力する必要がある。
- ・本会議場を活用して、委員会を開催し、配信することも一考を要す。
- ・2 議会は、開かれた議会のため、本会議、常任委員会、予算決算常任委員会で生中継及び録画中継を実施する。

(資料の公開)

第10条 議会は、議会活動に関する資料を原則として公開する。

2 議会は、議員の調査活動等に支障を及ぼさない限り、議会図書室を市民に開放する。

逐条解説

市民が議会活動に関する情報を閲覧できることを定めています。

実 績	各会派等の意見	検 証 結 果
<p>○本会議の生中継及び録画中継をホームページ上で公開(平成18年第4回定例会から。平成27年第4回定例会からはスマートフォンからもアクセス可)</p> <p>○平成10年以降の会議録がホームページ上で公開(平成15年～)</p> <p>○議会情報閲覧コーナーを設置し、会議録、政務活動費の領収書等の証拠書類及び会派視察書類等を配架(平成27年2月)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>議会図書室の整備は十分ではないものの、様々な取り組みについて時機を捉えて検討しているため、条文を改正せず、従来どおり取り組むこととする。</p>

各会派等の意見

- ・新たに4階エレベータ前に情報閲覧コーナーを設置したことについては、一定の評価ができるが、全般的に議会図書館の整備は進んでいないように感じる。
- ・本会議の生中継を行うことで一般質問などの登壇者が以前と比べ増えていることから、その効果はあったと思う。
- ・引き続き議会の市民への見える化を進めていく必要がある。
- ・議会図書館があまり活用されておらず、より親しみを持って活用できる環境整備が必要と感じる。
- ・出来る限りに公開を原則とする。閲覧図書(累年予算書・連絡会資料が少ない)
- ・ホームページのTOPページのデザインの変更について(別紙資料)
- ・更なる「開かれた議会」をめざしていくために、常任委員会、予算決算特別委員会の生中継・録画中継を実施していただきたい。
事例:海老名市、小田原市、藤沢市、厚木市、茅ヶ崎市、横須賀市、鎌倉市

第5章 市長等と議会の関係 ～ 第11条 市長等との関係 ～

12/23

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等に対し市政の発展を目的とした有益な緊張感を常に保つものとする。

2 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを的確に踏まえ、市長等に対して、不当な圧力をかける行為をしてはならない。

3 議会は、会議又は委員会において議長又は委員長の許可を得て行われた市長等からの逆質問に対し、誠実に対応するものとする。

逐条解説

二元代表制とは、地方自治体において、その地域に住む住民が首長と議員をそれぞれ直接選挙するシステムです。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○執行部からの逆質問を試行的に実施(平成25年第4回定例会から)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>様々な意見はあるが、まずは試行的に行っている逆質問について、効果的な運用を含めた協議を議会運営委員会で行うべきである。</p>

各会派等の意見

- ・「逆質問」が試行的に実施されたことは評価できるが、もう1ステップ進めることを検討してはどうか。
 - ・重要な案件に対しては、議会として政策提言を行うことが望ましいが、これまでできていない。今後、重要案件に対しては、特別委員会の設置などを通して、議会として研鑽を深め、政策提言につなげていく努力が必要と感じる。
 - ・逆質問については、市民から聞いてよりわかりやすいことにつながるのであれば必要と考える。
 - ・必要に応じては、副市長以下においても反問権を行使できる環境が望ましくないか。
 - ・2 「不当な圧力をかける行為」は、抽象的な表現でありますので変更する。
「議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、秦野市議会議員政治倫理規程を遵守しなければならない」とする。に変更する。
3 議会は市長等に対して文書等により質問し回答を求めることができる。
- ・「議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等に対して、不当な圧力をかける行為をしてはならない。」
2項は、既に「地方自治法」にある「紀律」、また「秦野市議会議員政治倫理規程」にある「政治倫理基準」において、織り込み済みであると理解しているが、敢えて、この条項を残すということであれば、「議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、「地方自治法」(紀律)及び「秦野市議会議員政治倫理規程」(政治倫理基準)を遵守しなければならない。」←()カッコ内は削除しても可。
「不当な圧力をかける行為」という表現は、抽象的であり、穏当ではない。更に様々な推測を醸し出す表現である。この項目は削除、または修正をすべきと考える。
(2) 第11条に「資料の提出要求」を追加、又は第12条を改定
これまで「資料の提出要求」については、既存の制度として認められてきた。しかし、この制度は、その法的根拠が示されていない。「市長等との関係」において、議会及び議員の権能として追加すべきである。もしくは第12条を「予算議決」だけに限定せずに、「行政運営全般にわたって提示要求できる」と改定すべきである。
参考：横浜市議会基本条例の第14条には第14条（議会への説明等）には、「2 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。」とある。
- (3) 第11条に文書質問制度を追加 「議会及び議員は、市長等に対して、文書により質問することができる」
参考：鎌倉市議会基本条例 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合など「第4章 市長等と議会との関係 第7条3項～6項」に基づき市長等に文書による質問ができ、市長等は答弁し、その内容は議員全員に公開される。亀岡市議会基本条例→質問主意書の解説「議員が市の一般事務について、議会閉会中に文書により質問できる制度です。制度の目的は議会での議論に資するため一定の事実関係を明確にすることです。」とある。
* 鎌倉市と亀岡市の担当への聞き取りでは、この制度の導入によって、極端に文書による質問が増えて、通常の事務事業の遂行において支障をきたしたということはないという。

(予算関連資料の提示要求)

第12条 議会は、予算議決を目的とした審議をするに当たり、市長等に対し、必要に応じて関連資料の提示を求めることができる。

逐条解説

議会に提案される予算関連議案の審議に当たり、政策水準を高めるような議論が行われるよう、提案者に対して、わかりやすい説明資料の提出を求めるものです。

実 績	各会派等の意見	検 証 結 果
<p>○歳出予算要求書をタブレット端末上で公開(平成30年2月)</p> <p>○資料要求を行った資料をタブレット端末上で公開(平成30年4月)</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>資料要求を行った資料を含め、タブレット端末上で公開しているため、条文は改正せず、従来どおり取り組むこととする。</p>

各会派等の意見

- ・藤枝市議会が実施しているように、決算審議の内容が予算へどのように反映されたのかを中間チェックする場があっても良いのではないかと考える。
- ・議会の機能をさらに高める努力が必要と考える。
- ・タブレットに依存しすぎないようにしたいものである。日常活動のなかで、タブレットを活用しているかアンケートすることも可ではないか。また、タブレット端末の資料は原則、永久保存が可能か。(一部削除されているものがあると思うが)
- ・1 議会は、審議するに当たり、市長等に対し、必要に応じ、行政運営全般にわたって資料請求をすることができる。
2 市長等は、議会または議員からの資料要求があったときは誠実に対応するものとする。

(議会の機能強化)

第13条 議会は、第3条及び第4条に規定する活動原則を守るために、議会の機能強化に努めることとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項における議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

逐条解説

地方自治体の自己責任、自己決定が益々拡大していく中で、議会は自らのその機能の強化に努めるとともに、調査機関等を活用して、その足腰の強化に努めることとします。

地方自治法で議決事項の制限と議会における議決の範囲拡大が定められているため、議会独自に議決が必要な計画等について別に条例で定めることとしています。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○平成26年第3回定例会で、委員会提出議案第3号「秦野市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについて」を可決。</p>	<p>・逐条解説の「調査機関等」とあるが、具体的にどの機関なのかが分かり辛い。</p> <p>・「第3章 第7条 会派」でも述べたが、まちの課題について特別委員会や専門部会などで議論をすることが大切なのではないかと考える。</p> <p>・3 議会及び議員は、災害時の役割として、市民の生命及び身体及び財産を守るため、秦野市災害対策等行動マニュアルに定められた目的を遂行しなければならない。</p>	<p>【検証結果】</p> <p>■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む</p> <p>□ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討</p> <p>□ 3 条文を改正する</p> <p>□ 4 その他</p> <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>災害対応に係る規定については、「その他」で協議する。</p>

(附属機関の設置)

第14条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

逐条解説

議会活動に関して、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときには、別に条例で定めるところによって、附属機関を設置することができることを定めています。

実績	各会派等の意見	検証結果
	(次ページに記載)	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 特別委員会等の設置については、第16条において協議する。</p>

各会派等の意見

- ・議会活動において、議員報酬や定数など過去に「議会活性化特別委員会」が設置された他、別の附属機関の設置はない。
- ・まちや議会の課題について、特別委員会を設置した上で、審査、諮問又は調査を行う機関を設けるべきである。
- ・特別委員会などについては、柔軟に対応していくことが望ましいと考える。
- ・第14条「必要があると認めるときは」とあるが、条文中に「別に条例で定めるところにより」とあるので、「必要があると認めるときは」という表現は不要であり、傍線部分は削除。
敢えて、この部分を入れるとするならば、その「必要があると認められるとき」を想定したケースを具体的に定めるべきである。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

逐条解説

地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的事項に関する調査を学識経験者等に依頼し、その専門的な識見を活用することにより、議会での討議等に反映させるよう努めることを定めています。

実績	各会派等の意見	検証結果
	<p>・第6章第14条と同様。</p> <p>・重要な課題については、議会に「特別委員会」を設置し調査、研修を行うことでより質の高い審議ができるようにする必要があると感じる。</p>	<p>【検証結果】</p> <p>■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 特別委員会等の設置については、第16条において協議する。</p>

(検討会等の設置)

第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにしたうえで、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

逐条解説

市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにしたうえで、議員で構成する検討会等を設置することができることを定めています。

実績	各会派等の意見	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・第6章第14条と同様。 ・これまで市政の課題に対しての議員で構成する検討会を設置したことがない。今後、重要な課題に対しては、検討会の設置議など議会として積極的にかかわることが重要であると考える。 ・代表者会議等ですぐ決めることでなく、課題別に検討委員会を設置できる環境を作るべきである。(会派への持ち帰りが多いことは如何なものか。)定期開催の検討。 	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>市政の重要な課題について検討する場合は必要ではあるものの、時機を捉えてそのような環境づくりを検討すべきであるため、条文を改正せず、従来どおり取り組むこととする。</p>

(政務活動費)

第17条 会派又は議員は、調査研究その他の活動に資するため、秦野市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年秦野市条例第17号)の規定により政務活動費の交付を受けることができる。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、証拠書類を所定の文書に添付し、公開することにより、その使途の透明性を確保しなければならない。

逐条解説

政務活動費に関する基本的な事項として、証拠書類を完備することと、公開をすることによって、その透明性を確保することを定めています。

※検証結果欄：自民＝自民党・新政クラブ、民政＝民政会、公明＝公明党、緑水＝緑水クラブ、創秦＝創秦クラブ、共産＝日本共産党、無所属＝無所属議員

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○領収書等の証拠書類を市議会のホームページで公開(平成27年5月)し、議会情報閲覧コーナーにおいても閲覧可能(平成27年2月～)とした</p>	<p>(次ページに記載)</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>市民への更なる周知方法などを含め、検討課題はあるものの、領収書等のホームページでの公開は評価できるため、引き続き積極的に取り組む。</p>

各会派等の意見

- ・使用基準について見直す必要あり。
- ・政務活動費の領収証公開は、高く評価できる。
但し、視察等の報告書などの公開も同時に進めるべきと考える(Web公開)。
- ・領収書などの公開を進めており、それなりの評価ができる。
- ・この件に関して市民からの問い合わせや意見がどのようなものがあるのか参考とするため知りたい。
- ・当然のことである。
- ・2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その用途の透明性を確保する為に全ての証拠書類を所定の文書に添付し、市議会のホームページで公開しなければならない。

第6章 議会の機能強化 ～ 第18条 会期日程 ～

19/23

(会期日程)

第18条 議会の会期は、秦野市議会定例会条例(昭和37年秦野市条例第 18号)に定めるところによる。

逐条解説

地方自治法の改正状況等を踏まえ、議会の立法機能・政策立案機能・議決事件等の審議機能を強化することを目的として、年一回の通年議会（例：年250～270日）を検討していくものです。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○議会活性化特別委員会中間報告において、通年議会について実施する方向性は見定めながら、改選後に改めて検討することを報告(平成27年第2回定例会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも通年議会が審議機能の強化につながるのか、協議する必要がある。 ・「通年議会」は、看板の違いであり、議会基本条例で定める「第6章議会強化」の内容にて定められている各種機関を設けることにより、休会中でも議会の機能強化ができるのではないかと考える。 ・次の改選後に通年議会に始めるかどうかを検討する必要があると思う。 ・早々に、委員会を設置し、検討すべきである。 	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>従来どおり取り組むこととするが、通年議会の導入が議会の審議機能強化につながるのかということも含め、時機を捉えて検討する必要がある。</p>

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるための倫理的義務が課せられていることを自覚したうえで、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、かつ、識見を養わなければならない。

2 議員の政治倫理に関する事項については、別に定める。

逐条解説

議員には政治家として高い倫理性が要求されていることから、市民に信頼される行動、言動を心がけなければなりません。議員の政治倫理に関する事項については、別に定めることとしています。

実績	各会派等の意見	検証結果
<p>○秦野市議会政治倫理規程を制定(平成23年6月) ○政治倫理審査会を設置(平成24年2月及び平成26年10月、計2回)</p>	<p>・政治家として高い倫理性が要求されていることから、市民に信頼される行動、言動を心がけるべき。</p> <p>・他市議会議員の事件を教訓に自覚をしなければならない。</p> <p>・これまでも辞職勧告決議案が出された議員がいたが、その内容があまり市民に知らされていないように感じる。今後、なぜそれが出されたかなど丁寧に広く市民に公開していく努力が必要と考える。</p> <p>・議会だよりに倫理規定を掲載することもいいのでは。他市の事例は？(議員がやってはいけないこと、出来ないことなど)</p>	<p>【検証結果】</p> <p>■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他</p> <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 引き続き条文を遵守し、従来どおり取り組む。</p>

(議会事務局)

第20条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備を図るものとする。
 2 議長は、専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任免する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。

逐条解説

議会事務局は、総務、管理、議事、政務調査、法制、広報、図書など、様々な機能を有していますが、議会事務局のより一層の機能の強化・充実を図ることによって、議会の政策立案等の機能の強化に資することとするものです。

実績	各党派等の意見	検証結果
	<p>・議会事務局も20条2項(専門的知識・経験等...)に記載されているように、研修を重ね、理想的な議会に向けての提言・指導等ができるよう求める。</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>平成31年4月から「議会事務局」の名称を「議会局」に改めるなど、事務局機能の強化・充実を図ることとしているため、条文を改正せず、従来どおり取り組む。</p>

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

逐条解説

本条例は、議会に関する最高規範であることを明確にすることによって、他の条例がこの趣旨に反することのないよう、定めています。

実 績	各会派等の意見	検 証 結 果
		<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 引き続き条文を遵守し、従来どおり取り組む。</p>

(検討)
 第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じるものとする。

逐条解説

本条例の内容について、改正の必要性が認められるときは、法律の定める手続きによって、所要の措置を講ずることを定めています。

実績	各党派等の意見	検証結果
	<p>・まだまだ、出来ていない内容が多い、ハードルは高いが、このままの内容で問題ないとする。</p> <p>・「第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、<u>必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じるものとする。</u>」とある。「<u>必要があると認めるとき</u>」は、具体性に欠け、漠然としているため「<u>任期中に1回</u>」と改める。</p>	<p>【検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む □ 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討 □ 3 条文を改正する □ 4 その他 <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】 引き続き条文を遵守し、従来どおり取り組む。</p>

その他

各党派等の意見	検証結果
<p>・災害対応について明文化した規定を盛り込むべき。</p> <p>・基本条例の内容を改めて検証した場合、出来ていない内容が多くある。特に、「第6章 議会強化」については、一度に実行できるレベルではない。議会として、市民のために何から実施するべきなのか検討すべきと考える。</p> <p>・昨年、秦野市災害時等行動マニュアルが施行されたが災害時の対応を盛り込んでどうか。</p> <p>・(1)「秦野市災害対策等行動マニュアル」について 平成29年4月1日に施行された「秦野市災害対策等行動マニュアル」では、災害時の議会の体制の整備を取りまとめ、議会および議員の役割を明確化した。議会指針にとどめおくことだけでなく、本市議会基本条例との整合性、連携性を図るためにも、また上位規定でもある条例に包括し、追加しなければならないと考える。 【提言】 新たな章立てを設けるか、または第6章の「議会の機能強化」に追加していく。議会の災害対応の中に、議会及び議員の役割を明記していく。 「議会及び議員は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を保護するために、「秦野市災害対策等行動マニュアル」に定められた目的を遂行しなければならない。」 参考：横浜市議会基本条例 厚木市議会基本条例、横須賀市議会基本条例には、災害時の議会の役割が明記されているが抽象的である。 本市には「マニュアル」があり、議会と議員、執行部との連携や行動指針などが明記されているので、十分に議会基本条例に包括できると考える。</p>	<p>【検証結果】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 条文を改正せず、従来どおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文は改正しないが、新たな取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>【上記の説明(理由、取組内容、補足意見等)】</p> <p>秦野市災害時等行動マニュアルとの整合を図り、議会の災害時等における体制の整備に関して、新たに条文を規定する。「第3条(議会の活動原則)」に以下の条文を追加</p> <p>(災害時等の体制の整備)</p> <p>第3条の2 議会は、大規模災害時等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、大規模災害時等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 大規模災害時等の緊急の事態における議会の体制の整備に関する事項については、別に定める。</p>